

令和 7 年度  
第 2 回 県指導主事会議

---

教科・領域別部会  
「学校保健・安全・給食」

# 学校保健係

星野よし美  
瀧本 徹也  
生田 麻衣

□ 児童生徒の適切な健康管理

- \* 適切な健康診断の実施と事後措置の徹底
- \* アレルギー疾患への対応

□ メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成

- \* 日頃からの健康観察の強化と結果の活用

# 令和7年度学校教育の指針（健やかな体の育成）

## 健やかな体の育成

健やかな体の育成には、心身の健康の保持増進に向けた取組を充実させるとともに、運動を推進して体力を養うことや、食育を推進して望ましい食習慣を形成することが必要です。各担当者は、家庭や地域との連携を図りながら、教育活動全体を通じて、児童生徒が、**自分で考えて、自分で決めて、自分から取り組めるように**しましょう。

また、様々な自然災害の発生や、情報化の進展に伴う児童生徒の環境の変化等を踏まえ、児童生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実にも努めましょう。

### 心身の健康の保持増進

#### □児童生徒の適正な健康管理

- ・適正な健康診断の実施と事後措置の徹底
- ・アレルギー疾患への対応

学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂版》

#### □メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成

- ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
- ・家庭や関係機関等との連携強化

#### □性に関する指導や、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実

- ・外部講師の活用
- がん教育の手引き

#### □望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針



# \* 適切な健康診断の実施と事後措置の徹底

## ◆検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

## ◆健康診断を受けることができなかつた児童生徒等への健康診断の対応について

個別の事情により健康診断を受けることができなかつた場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知する等、適切に対応する。

## ◆学校健康診断実施上の留意点(別添)

学校医／教育委員会・学校**共通の資料**

## 学校健康診断実施上の留意点



学校医 / 教育委員会・学校共通

### 学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

### 学校健康診断における項目 (学校保健安全法施行規則第6条)

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 1 身長及び体重                   | 2 栄養状態            |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力          |
| 5 眼の疾病及び異常の有無              | 6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無          | 8 結核の有無           |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無             | 10 尿              |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u>    |                   |

#### 《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



## ◆児童生徒等の健康診断の実施について

- ・健康診断の法的位置付け
- ・市町村教育委員会は、地域の医師会と、各学校は学校医と十分に共通理解を図ること
- ・設置者及び学校の責任において、適切な健康診断の実施していただくようお願いしたい

群馬県教育  
委員会作成

### 児童生徒等の 健康診断の実施について

群馬県教育委員会事務局健康体育課

### 児童生徒等の健康診断

<健康診断の法的位置付け>

学校教育法

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るために、**健康診断**を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

平成27年改訂  
日本学校保健会

### 児童生徒等の 健康診断 マニュアル

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修

平成27年度  
改訂

公益財団法人 日本学校保健会

▶新様式を使用して  
ください

## 腎臓小委員会 様式17改訂

主治医 様←  
保護者 様←

糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表について←

学校において、糖尿病に罹患する児童生徒に適切に対応していくため、主治医と学校をつなぐ連絡表です。学校での生活等についての連絡に書類を御提出ください。←

\*様式17-1表面「糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表」←  
\*「学校生活管理指導表」（小学生用と中学・高校生用の2種類あり）  
\*様式17-1裏面「グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）について」  
\*様式17-2「意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応」←

学校生活一般に関する注意事項については、「糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表（様式17-1表面）」に御記入いただき、日常の体育活動やラブ（運動）活動、学校行事への参加等については、各疾患共通の「学校生表」に御記入ください。←

グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）を処方した場合には、様式17-1裏面「グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）について」、様式17-2「意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応」に必要な対応等を御記入ください。←

御記入後は、学校へお渡しください。←

◆様式17改訂→様式17-1表

◆様式17-1裏、様式17-2追加

＜令和6年度改訂＞糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表

様式17-1表

※学校で記入

学校名	年 組 番	記載日 西暦 年 月 日
氏名	男・女	医療機関
学校医名		医師名
保護者名	TEL	連絡先（TEL）
勤務先	TEL	

要管理者の現在の治療内容

診断名	1.1型（インスリン依存型）糖尿病	2.2型（インスリン非依存型）糖尿病
現在の治療	1. インスリン（ペン型・インスリンポンプ）注射もしくはボーラス：1日 回 昼食前の学校での注射もしくはボーラス（有・無） 学校での自己血糖値測定（有・無） 2. 経口血糖降下薬：薬品名（ ） 学校での服用（有・無） 3. グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）処方（有・無） ※有の場合、裏面へ 4. ①食事療法 ②運動療法 ③食事・運動療法 5. 受診回数 回/月 低血糖を起こしやすい時間（ ）	

学校生活一般：基本的には健常児と同じ学校生活が可能である

1. 食事に関する注意

学校給食 ①制限なし ②お代わりなし ③その他（ ）

## ◆様式17-1裏

## 条件を満たす場合に、保護者に代わって投与可

## グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）について

※学校で記入

学校名	児童・生徒名	年	組	番	氏名
-----	--------	---	---	---	----

当該児童生徒は低血糖発作を惹起する可能性のある治療を継続しております。補食による低血糖には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があると想定されます。当該行為は緊急やむを得行われるものであり、以下4つの条件を満たす場合は医師法違反となるないと解釈されるため下の対応をお願いいたします。

## (1) 医師から事前説明を受けていること

- 当該児童生徒は糖尿病治療のため、インスリン注射を継続する必要がありますが、その副反応を生じることがあります。意識状態が悪く、経口摂取ができず、補食による低血糖改善が困難な場合には、グルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要があります。
- 様式17-1裏、様式17-2にて、使用の際の留意事項に関する指示を受けています。

## (2) 学校におけるグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）使用のお願い

- 低血糖発作時に、意識状態が悪く、経口摂取できない場合には当該児童生徒にグルカゴン点鼻をください。その場合は、様式17-1表、様式17-2の指示に従ってください。

## ※保護者署名

保護者名

(連絡先TEL)

## (3) 留意点について

- グルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童生徒本人であるか確認すること
- グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

## (4) 事後指導について

- 当該児童生徒の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関で受診させること。

※バクスミー®を処方されている場合  
意識障害やけいれんを伴う低血糖時の対応

様式17-2

## 【対応】

※バクスミー®を使用することが認められる児童生徒本人であることを確認する

## ①躊躇せず、ただちにバクスミー®を点鼻する。

## ②保護者・主治医に緊急連絡し、救急車にて主治医または近くの病院に転送する。

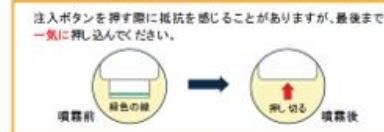
## ③救急車を待つ間、ブドウ糖やミックショガ、砂糖などを口内の頬粘膜になにすりつけてよい。

低血糖症状が出現した時間をチェック!  
症状が改善しても1人にしない。安静にする!

## バクスミー®点鼻粉末剤の使い方



## 注入ボタン操作時のポイント



バクスミー®点鼻粉末剤サイト  
<https://www.diabetes.co.jp/consumer/useguide/bagusumi/>  
では動画にて使い方をご確認いただけます。  
動画



緑色の線が見えている状態では噴霧できていません。緑色の線が見えている場合は、再度②からやり直し、噴霧後に緑色の線が見えなくなったことを確認してください。

## \* アレルギー疾患への対応

「学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂》」（群馬県教育委員会）を参考に、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（令和5年度改正）」に基づいた**「個別取組プラン」**を作成し、個に応じた健康管理を行う。

### 日常の取組と事故防止

アレルギー疾患を有する児童生徒の有無に関わらず校内食物アレルギー対策委員会を設置し、迅速かつ適切に組織的な対応ができるよう整備しておく。

### 緊急時の対応

校内の緊急体制の整備と共にAEDやエピペン等の実践的な校内研修の実施する。

### 引継ぎ

進級、進学に伴い、関係者に**漏れのないよう引継ぎを行う。**

学校における  
食物アレルギー  
対応マニュアル  
《令和5年度改訂》



©Gunma pref. GUNMACHAN

群馬県教育委員会  
監修:群馬県医師会

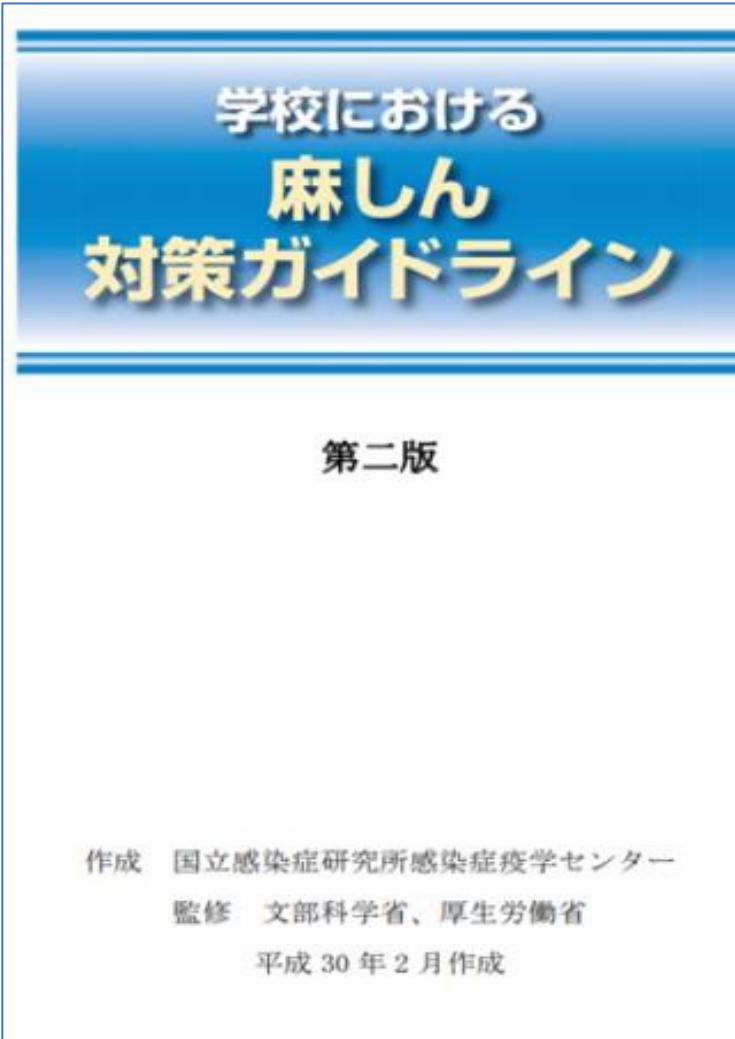
►誤食・誤配がないよう  
体制整備を

# \* 日頃からの健康観察の強化と結果の活用

## ▶日本学校保健会



## ▶文科省HP



## ▶群馬県総合教育センターHP

### 学校における麻しん対策

#### ◇◇取組・対応の事例について◇◇

##### ○○ 内容 ○○

1. はじめに（麻しん発生状況の経過）
2. 群馬県の麻しん対策について
3. 学校における麻しん対策について（発生時の対応等）
4. 学校での対応事例
5. 参考資料（関係法規、啓発資料等）

平成 23 年 3 月

群馬県教育委員会スポーツ健康課



(県教委スポーツ健康課 麻しん風しん定期予防接種応援団)

□ 性に関する指導や、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実

- \* 性・エイズ教育及び薬物乱用防止教育の推進について
- \* がん教育について
- \* 群馬県学校保健関係調査について

# 令和7年度学校教育の指針（健やかな体の育成）

## 健やかな体の育成

健やかな体の育成には、心身の健康の保持増進に向けた取組を充実させるとともに、運動を推進して体力を養うことや、食育を推進して望ましい食習慣を形成することが必要です。各担当者は、家庭や地域との連携を図りながら、教育活動全体を通じて、児童生徒が、**自分で考えて、自分で決めて、自分から取り組めるように**しましょう。

また、様々な自然災害の発生や、情報化の進展に伴う児童生徒の環境の変化等を踏まえ、児童生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実にも努めましょう。

### 心身の健康の保持増進

#### □児童生徒の適正な健康管理

- ・適正な健康診断の実施と事後措置の徹底
- ・アレルギー疾患への対応

学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂版》

#### □メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成

- ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
- ・家庭や関係機関等との連携強化



#### □性に関する指導や、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実

- ・外部講師の活用

がん教育の手引き

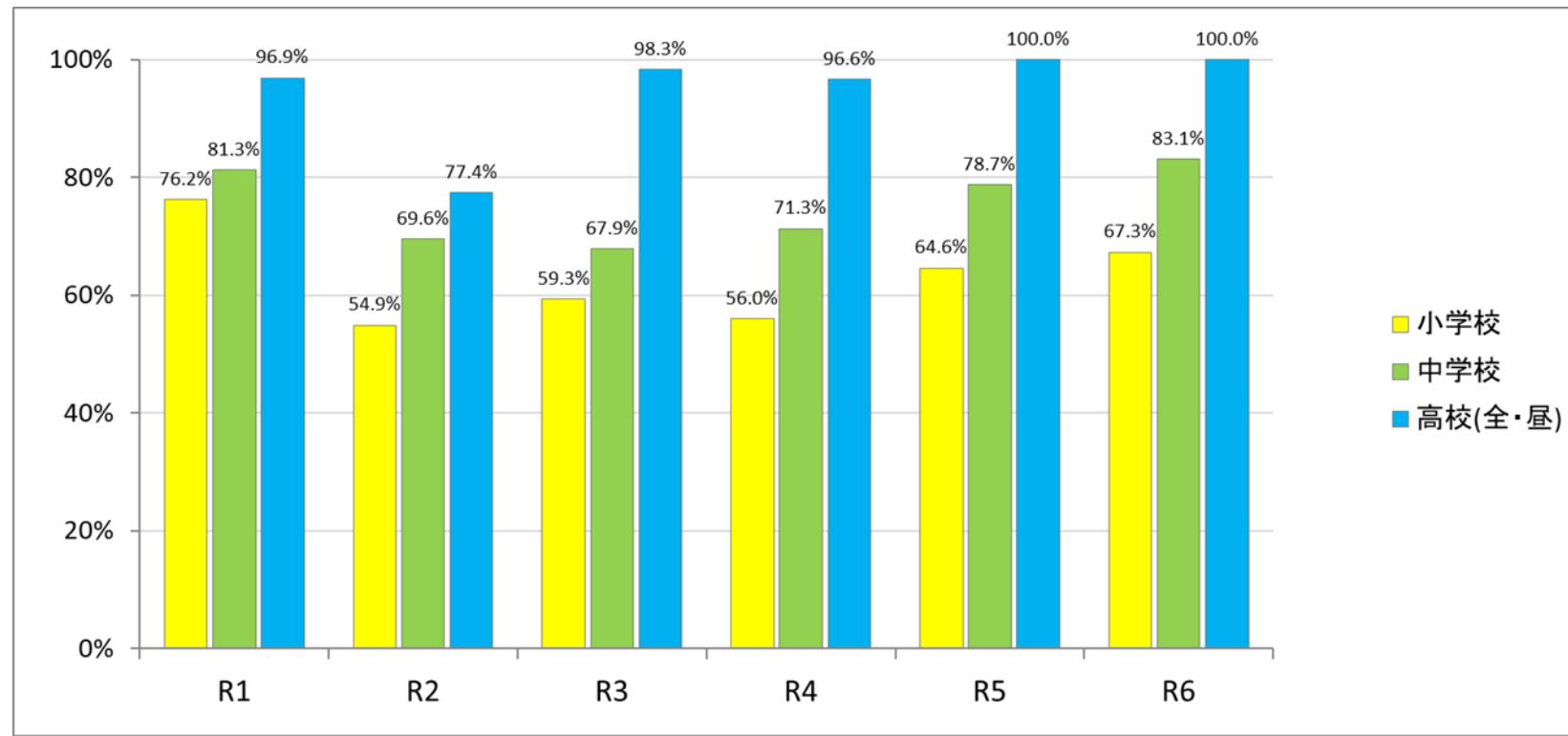
#### □望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針



# \* 性・エイズ教育及び薬物乱用防止教育の推進について

## 性・命・エイズ教育講演会の開催状況 (R1～R6)



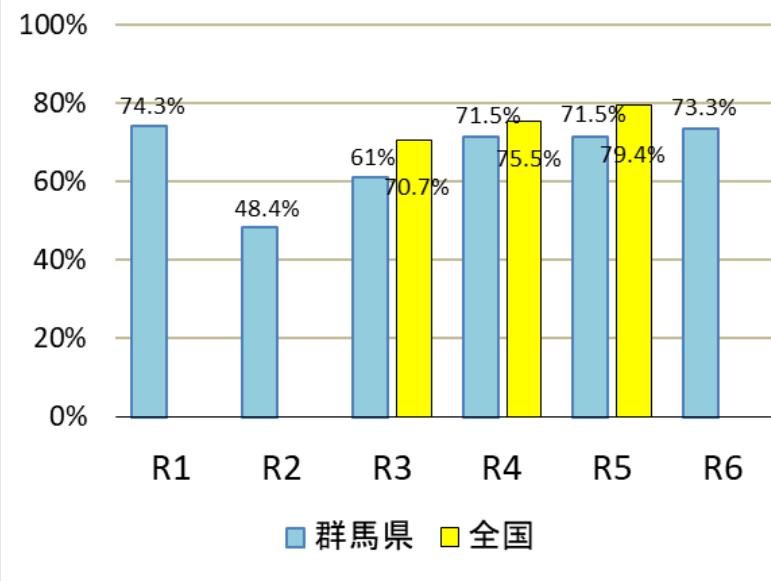
- 性・エイズ教育講演会の開催についても、小中高等学校、各校種の開催を100%を目標とする
- 性に関する指導の一環として、児童生徒が命を大切にしたり、性情報の氾濫や性感染症、望まない妊娠等の様々な健康問題に適切に対応できる能力や態度を育成したりすることができるよう各校で実施啓発

# \* 性・エイズ教育及び薬物乱用防止教育の推進について

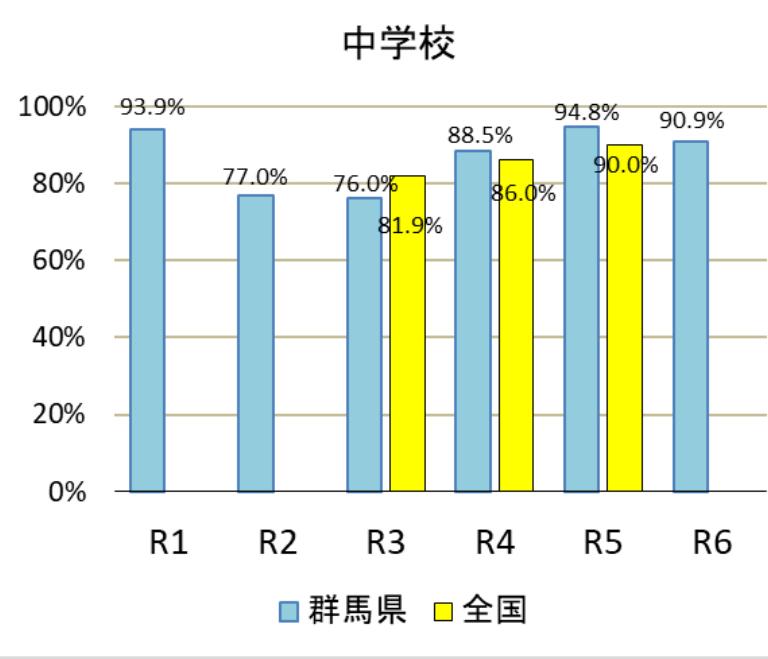
## 薬物乱用防止教室開催率 (R1～R 6)

※開催率については、R1、2の全国データなし

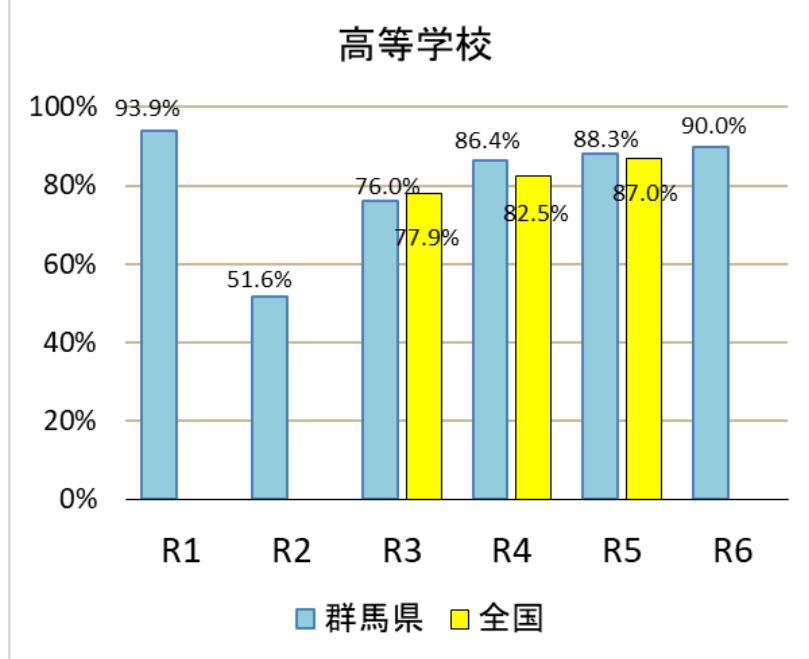
小学校



中学校



高等学校



- 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(第6次薬物乱用防止五か年戦略)
- 未開催の学校は年度末までに開催(小学校もなるべく)する

# \* 性・エイズ教育及び薬物乱用防止教育の推進について

薬物乱用防止教室マニュアル  
(日本学校保健会 令和5年度改定)

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の  
使用に関する手引き  
(日本学校保健会 令和7年3月)

【保健教育における個別指導の  
考え方、進め方】  
(日本学校保健会 令和6年3月)



# \* がん教育について

## 「がん教育の手引き」

### がん教育の手引き

(令和4年3月)



©群馬県 ぐんまちゃん

群馬県教育委員会

監修：がん教育の手引き作成委員会

## 「がん教育外部講師派遣に関する相談窓口一覧」

(別添資料)

### 令和7年度 がん教育外部講師派遣に関する相談窓口一覧

NO.1

#### 【群馬県内でがんの診療等を行う病院】

地域	施設名及び連絡先	講師	がんに関するテーマ					実施規模	費用	備考
			がんとは	予防・検診	治療・緩和	理解・共生	その他			
前橋	群馬大学医学部附属病院	医師	○					指定なし	謝金+旅費	
		看護師	○		○ <sup>緩和ケアのみ</sup>	○		指定なし	謝金+旅費	
	前橋赤十字病院	担当課：総務課庶務係								
		Tel	027-220-7712							
		Fax	027-220-7720							
		Email	<a href="mailto:mshomu@jimu.gunma-u.ac.jp">mshomu@jimu.gunma-u.ac.jp</a>							
	JCHO群馬中央病院	医師	○	○	○	○		指定なし	謝金+旅費	
		看護師	○	○	○	○		指定なし	謝金+旅費	
		担当：総務課 がん診療拠点病院担当				○		指定なし	謝金+旅費	
	済生会前橋病院	相談員								
		Tel	027-265-3333(内線3212)							
		Fax	027-225-5250							
		Email	<a href="mailto:maeseki@maebashi.jrc.or.jp">maeseki@maebashi.jrc.or.jp</a>							
		担当課：医事課								
		Tel	027-252-6011							
		Fax	027-253-0390							
		Email	<a href="mailto:tos-takahashi@maebashi.saiseikai.or.jp">tos-takahashi@maebashi.saiseikai.or.jp</a>							

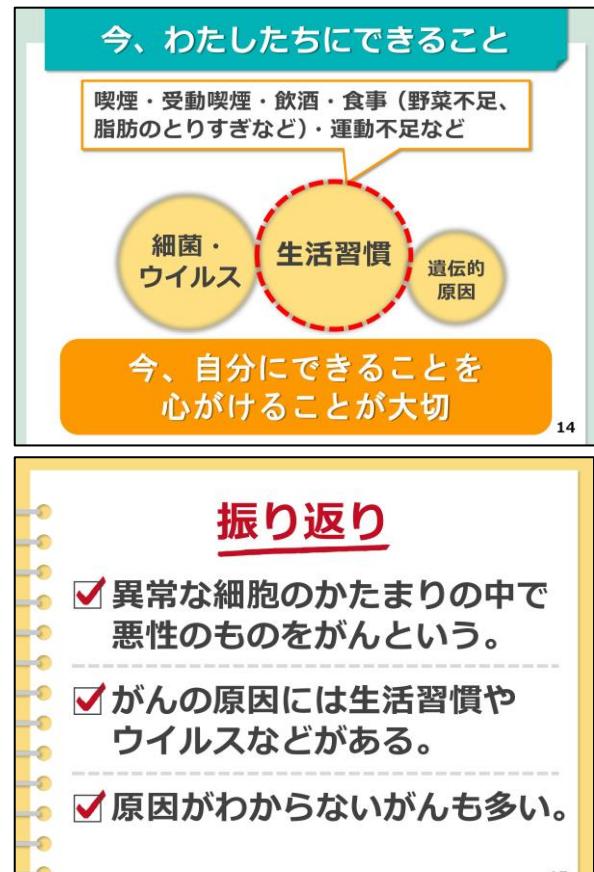
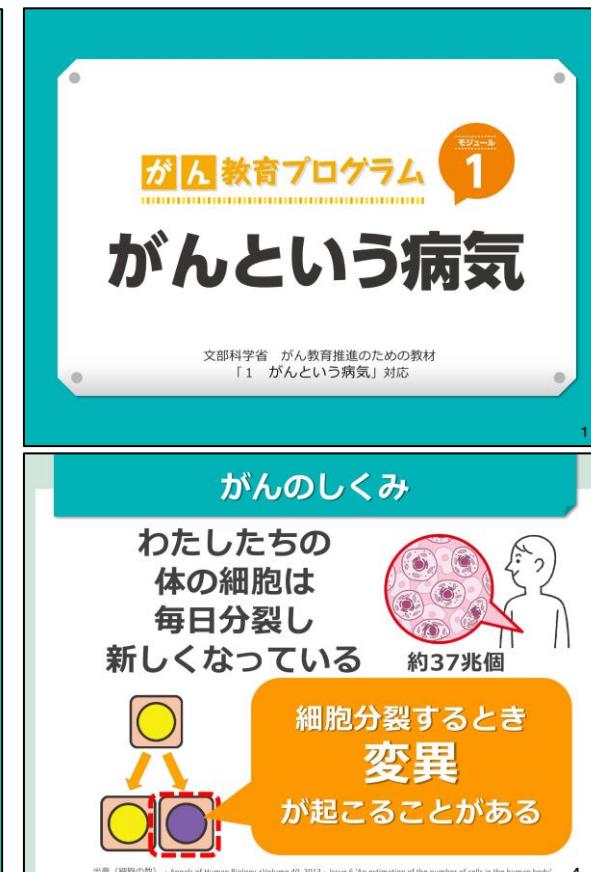
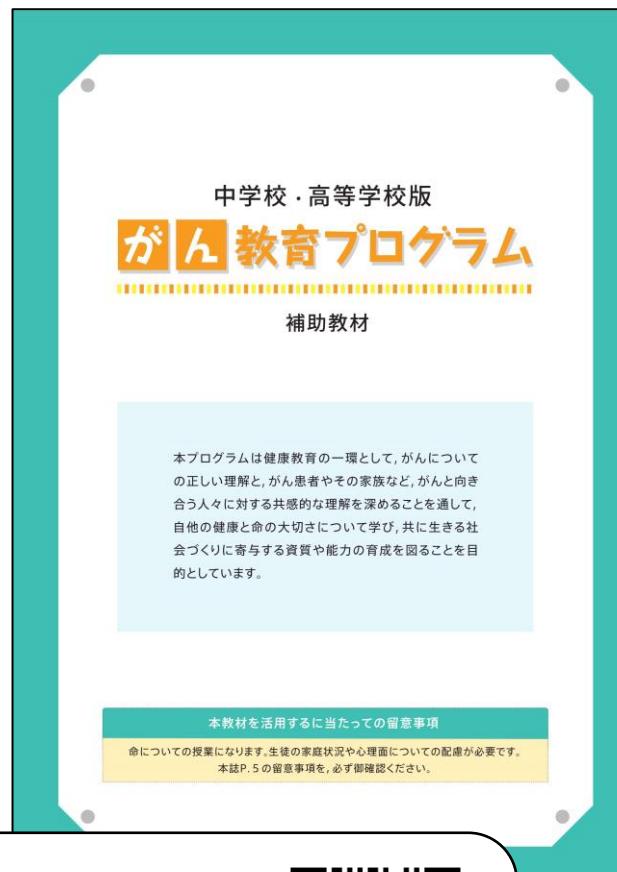
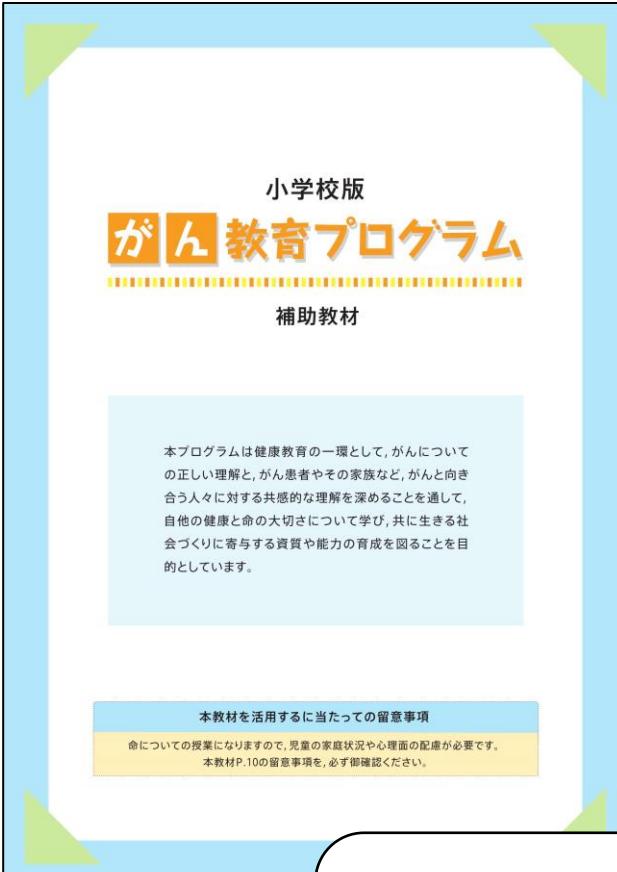
「がん教育の手引き」

<https://x.gd/Sb40R>



# \* がん教育について

## がん教育に関する教材(文部科学省「がん教育共有」サイト)



文部科学省「がん教育共有サイト」

<https://www.gankyouiku.mext.go.jp/>



# \* 群馬県学校保健関係調査について

## 【調査目的】

健康教育の一層の推進等に役立てるため、県内の学校に対して、令和7年度における学校保健に関する調査を実施。

## 【調査内容】

- 1、「エイズを含めた命・性に関する指導状況」
- 2、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導状況」
- 3、「薬物乱用防止教室開催状況」
- 4、「学校保健委員会に関する調査」
- 5、「がん教育実施状況」

＜調査依頼＞

12月4日(金)

＜提出期限＞

市町村教育委員会  
各教育事務所

1月28日(金)  
2月 6日(金)

※調査内容3、5については、これまでの文部科学省調査と同じ内容としているが、今年度の、文部科学省調査について、調査内容は、現在検討中とのこと。

令和7年度 第2回指導主事会議

健康体育課 学校保健係 生田 麻衣

□ 望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

# 令和7年度学校教育の指針（健やかな体の育成）

## 健やかな体の育成

健やかな体の育成には、心身の健康の保持増進に向けた取組を充実させるとともに、運動を推進して体力を養うことや、食育を推進して望ましい食習慣を形成することが必要です。各担当者は、家庭や地域との連携を図りながら、教育活動全体を通じて、児童生徒が、**自分で考えて、自分で決めて、自分から取り組めるように**しましょう。

また、様々な自然災害の発生や、情報化の進展に伴う児童生徒の環境の変化等を踏まえ、児童生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実にも努めましょう。

### 心身の健康の保持増進

#### □児童生徒の適正な健康管理

- ・適正な健康診断の実施と事後措置の徹底
- ・アレルギー疾患への対応

学校における食物アレルギー対応マニュアル《令和5年度改訂版》

#### □メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成

- ・日頃からの健康観察の強化と結果の活用
- ・家庭や関係機関等との連携強化

#### □性に関する指導や、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実

- ・外部講師の活用

がん教育の手引き



#### □望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針



# □ 望ましい生活習慣の定着を図るための取組の充実

## ★ 肥満の予防・改善に向けた取組

- ・全ての児童生徒と家庭への健康教育・啓発
- ・対象となる児童生徒とその保護者への保健指導



群馬県HP  
掲載ページ  
QRコード



小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針  
～「健康的な生活習慣の定着」をめざして～  
平成29年11月 群馬県教育委員会

保健教育の充実

家庭・地域との連携

校内組織の活性化

個別指導の充実

## 保健教育の充実

### 高崎市立西小学校

#### 生活習慣病予防のための健康教育の充実

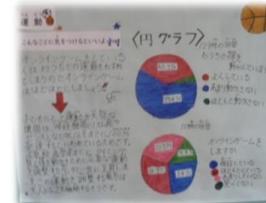
学校保健年間計画に基づく  
着実な授業実践

- ・バランスの取れた食事
- ・適度な運動
- ・睡眠時間の確保



令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

#### 地域関係機関 との連携



令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

## 校内組織の活性化

### 太田市立宝泉南小学校

家庭におけるゲーム・スマホ  
の使用のルール

生活習慣の見直しと  
学力向上

第1回 生活・家庭学習がんばろうか～～ 年 班名前

生活をみるかえろう！ 宝泉小のみんなでチャレンジしよう！

5/12から5/18まで

自分の目標(日)	★家庭学習(分)	★ゲーム・YouTube(分)	★SNS(分)	★読書時間(分)	★ねる時間(分)	合計
6/12日(月)	分	分	分	分	分	分
6/13月(火)	分	分	分	分	分	分
6/14水(水)	分	分	分	分	分	分
6/15木(木)	分	分	分	分	分	分
6/16金(金)	分	分	分	分	分	分
6/17土(土)	分	分	分	分	分	分
6/18日(日)	分	分	分	分	分	分
合計	分	分	分	分	分	分

令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

児童も、職員も、「自分事化」で意識が変わる！

組織活動の充実



積極的な健康啓発

令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

## 家庭・地域との連携

# 藤岡市立小野小学校

「小野連携型小中一貫校」の特色を生かした健康教育



### 小中一貫校の健康目標 「健康さしすせそ」

令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

多くの取組を通して、「健康さしすせそ」の実現へ

保健委員による  
掲示物、動画作成



学校保健委員会での  
協議



令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

## 個別指導の充実

# 太田市立綿打中学校

肥満予防に関する個別指導の充実

本人の意思を尊重  
家庭との連携

← ↓ 発育測定表	
万歩計	日 (月)
消費カロリー	0
身長 (cm)	
体重 (kg)	

令和7年度群馬県健康推進学校表彰調査票

校内における共通理解  
学級担任、栄養教諭との連携

日本人の食事摂取基準より	基礎代謝基準値	体重(kg)	身体活動レベル(ふつう)日	エネルギー需要量(kcal)
(7月19日現在)	31	57.3	1.7	3040
12~14歳男子平均	31	49	1.7	2602

普通歩行(メッシュ)	速歩(67m/分)	歩幅(cm)	歩行距離(km)	距離/歩行速度(歩数×時間)
3	4.02	62	1.24	0.3085 0.93

生徒自身の意志を尊重し、活動意欲を高める工夫を  
続けることで見られた意識・行動の変容

毎週の体重測定

食習慣

運動習慣

- ・担任が声をかけて付き添っていたが、自主的に計測できるようになった。
- ・食べ過ぎている量を正しく知ることで納得し、無理なく自己管理ができるようになった。
- ・万歩計の歩数を記録してカロリー計算を続けたところ、体育の授業のある日や移動の多い日にはカロリー消費が大きいことを知り、運動への意欲が高まった。

### <成果>

自分の健康を守るための目標を決め、行動することで肥満を解消した。  
がんばりを「見える化」したことで意欲が向上し、習慣として定着した。

# 自他の命や健康の大切さを知り、生涯にわたる健康を自分自身で守るために…

**令和6年度 群馬県健康推進学校表彰 受賞校の紹介**  
令和7年2月 群馬県教育委員会健康体育課

群馬県では、児童生徒、教職員、家庭、地域の健康に対する関心を高め、健康教育の推進と一層の充実に寄与するため、健康教育を積極的に展開している学校から広く応募を募り、その取り組みを表彰しています。

令和6年度は、23校の応募の中から「特別賞」「優秀校」「奨励校」を決定しましたので、「特別賞」及び「優秀校」の取組について紹介します。

これらの取組事例を参考に、学校・家庭・地域の連携をより一層深めながら、学校教育全体を通じた健康教育がますます充実したものになることを期待します。

幅広いキャリア段階の先生方から、より多くの学校の取組を応募していただくことを期待し、令和7年度より調査票の様式を改訂します。

**特別賞**

全校体制による健康教育活動の推進～子どもが主役の中核～  
★令和5年度全国健康づくり推進学校表彰「最優秀校」受賞 高崎市立中央小学校

・年3回実施の「生活習慣チェック」や定期健康診断、アンケート等から学校の健康課題を把握し、年4回の学校保健委員会を通じて解決への取組を行っています。

・多くの児童委員会が、保健委員会と協力して学校の健康課題に沿ったテーマで活動を行い、学校全体で健康課題解決に向けて取り組む姿勢が継続・定着しています。

・保健委員が体育委員と行う「おうち DE 体力アップbingo」や給食委員と行う「SDGsクイズ」など、児童主体のアイディアあふれる取組が光ります。

**優秀校**

児童が楽しみながら健康課題解決に取り組む工夫  
★令和5年度全国健康づくり推進学校表彰「優良校」受賞 高崎市立東部小学校

・年2回実施の「生活リズムチェック」の結果から、①メディア使用時間の増加②体力・運動量の低下③肥満児童の増加の3つを健康課題とし、解決への取組を行いました。

・学校全体で「東部小体操」や「パワーアップデー」に取り組んだり、ノーメディアチャレンジやプロモスリートによる課外授業を行ったりするなど、家庭や地域等との連携にも力を入れた取組を充実させました。

『未来の自分に 元気をとどけよう!!』  
沼田市立薄根小学校

・R5 年度に「がん教育総合支援事業」の指定を受けたことをきっかけに、学校全体で健康教育を推進する体制を見直して整備し、外部講師を効果的に活用した様々な取組を行いました。

・R6 年度は「ぐんまの子どもの体力向上推進事業」の指定校となり、教科等と連携しながら健康教育のより一層の充実を目指した実践を重ねています。

「命の大切さ」を学び、夢に向かってかがやく子の育成  
藤岡市立小野小学校

・「小野連携小中一貫校」としての特徴を生かし、保護者や地域との連携の中で、9 年間を見直した取組が行われています。

・R5 年度は「命の大切さ」について学ぶことを重点課題とした取組を展開し、児童自身が熱中症訓練やAED訓練などを体験することにより、児童が生体的に健康づくりに取り組むことができるよう工夫しています。

居心地の良い学校づくり～健康課題を「自分事」に～  
高崎市立第一中学校

・生徒の提案から始まり、生徒会専門委員会を中心とした健康推進活動「健康度UP大作戦」を柱とし、学校全体で健康教育に取り組む体制が確立しています。

・R5年度からは心の健康に着目して「居心地の良い学校づくり」を目標に掲げ、すべての生徒が関わることで学校の健康課題を「自分事」と捉えさせ、生徒が課題解決への実践に主体的に取り組めるよう工夫しています。

生徒の主体性を生かした委員会活動の工夫  
桐生市立桜木中学校

・「健康生活リズムチェック」の結果から具体的な健康課題を抽出し、生徒委員会活動を中心とした多くの取組を行いました。

・保健委員の生徒が健康に関する動画を作成して啓発を行うだけでなく、作成した生徒自身が「啓発内容を実践し、健康課題解決につながる成果を体験する」というプロセスによって、生徒が健づくりを「自分事」としてしっかりと捉えることができました。

生徒、教職員が一体となった学校保健活動の推進  
★令和6年度全国健康づくり推進学校表彰「最優秀校」受賞 群馬県立玉村高等学校

・様々な体験を通して生徒の自己肯定感を高め、一人一人の心身の健康状態を良好に保つことで学校の活性化を目指しています。献血推進活動や認知症サポーター養成講座、ヘルスマーチャー養成講座等、多くの関係機関と連携した取組を行って、新聞等でも度々学校の取組が紹介されています。

・学校、家庭が同じ思いで生徒の成長を支援しながらアイディア豊かな活動を展開する中で、生徒が生涯にわたる健康についての意識を高め、生活の中で実践していく様子が、成果としてしっかりと現れています。

**【令和7年度 群馬県健康推進学校表彰について】**

**・「調査票」の様式を見直しました！**

「特徴的な健康推進活動の実際」の記載に注力できる様式に見直しました。児童生徒等の活動の様子がわかる写真等を活用しながら、具体的に記載してください。

**・より多くの学校からの応募を期待します！**

地域、学校規模、校種、調査票作成の主となる先生のキャリア段階に関わらず、それぞれの学校で日々行っている「健づくりのための取組」をぜひ紹介してください。

心の健康の保持増進、肥満の予防・改善に向けた取組、視力低下防止の取組など、みなさんの学校の取組を県内で共有し、群馬県全体の健康課題解決につなげていきます。

健康な心と体づくりを通して、子供たちの「自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す」力を育てましょう！

「令和7年度 群馬県健康推進学校表彰の募集について」は、新年度 4月以降に通知予定です。群馬県総合教育センターホームページ上では、通知に先立ち応募様式（募集要項、R7 調査票、R7 記載要領）を掲載いたします。令和6年度の取組の評価を行うためにも、1年間の実践を振り返りまとめてみませんか。  
<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/41737321dd0d802a8af64e840acaee01>

本年度の受賞校についても  
後日、総合教育センターHP  
に掲載予定です



健康体育課 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料

